

関自保第96号の2
関自旅一第371号の2
関自旅二第1107号の2
関自監旅第98号の2
関自整第167号の2
令和8年7月9日

一般社団法人 埼玉県ハイヤー・タクシー協会会長 殿

関東運輸局 自動車技術安全部長
自動車交通部長
自動車監査指導部長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、物流・自動車局安全政策課長、旅客課長及び自動車整備課長から別添（令和8年6月26日付け、国自安第67号、国自旅第42号、国自整第76号）のとおり通達があったので了知されるとともに、貴会会員に対し周知をお願いします。

国自安第 67 号
国自旅第 42 号
国自整第 76 号
令和 8 年 6 月 26 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

物流・自動車局 安全政策課長
旅 客 課 長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するため、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）

※本文のみ

改 正		現 行	
制 定 平成14年1月30日	国自総第446号	制 定 平成14年1月30日	国自総第446号
	国自旅第161号		国自旅第161号
	国自整第149号		国自整第149号
最終改正 令和8年6月26日	国自安第67号	最終改正 令和7年8月7日	国自安第46号
	国自旅第42号		国自旅第64号
	国自整第76号		国自整第94号
第24条 点呼等 (1) (略) (2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第4項） ①～⑦ (略) ⑧ 点呼告示第4条第2項に規定する点呼を行う場合であって、点呼を実施する運行管理者等の所属する営業所に備え付けられた遠隔点呼機器と連動するアルコール検知器を使用し、他の営業所（事業者間遠隔点呼を実施している営業所を含む。）に所属する運転者に対する酒気帯びの有無についての確認を行うときは、「当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いたとみなすものとする。 ⑨・⑩ (略) (3)・(4) (略)		第24条 点呼等 (1) (略) (2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第4項） ①～⑦ (略) (新設) ⑧・⑨ (略) (3)・(4) (略) (新設)	
附 則（令和8年6月26日付け国自安第67号、国自旅第42号、国自整第76号） 改正後の通達は、令和8年6月26日から施行する。			